

# 平塚市社会福祉協議会

## 災害見舞金

平塚市内で災害により被害を受けた方に対して、災害見舞金を支給します。  
災害見舞金の支給額は次のとおりです。被災者世帯の代表者に支給します。

種 類	給付金（平塚市社会福祉協議会と神奈川県共同募金会からの財源）
制度の内容	(1) 世帯代表者及び世帯員の死亡 一人につき 20,000 円 (2) 世帯代表者及び世帯員の重傷 一人につき 10,000 円 (3) 住居の全焼、全壊又は全損 20,000 円 (4) 住居の半焼、半壊又は半損 10,000 円 (5) 住居への床上浸水又は床上以上の土砂等のたい積 5,000 円 消火による屋内の水損
対象者	・被災時に平塚市に住民票があり、居住していた方 ・お住まいの建物に上記被害を受けた方
申請に必要な書類等	・罹災証明書（コピー可） ・印鑑（認印可（スタンプ印も可）） ・申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
申請方法	・窓口にて申請書に必要事項を記入して申請
お問い合わせ	社会福祉協議会 暮らしサポート相談 市役所 1 階 1 2 8 窓口 平日：午前 8 時 30 分から午後 5 時 電話：2 1 - 8 8 1 3